

江田島市教育委員会会議録

令和元年12月16日（月）令和元年第13回教育委員会会議定例会を教育委員会会議室において開催しました。

1 開会及び閉会に関する事項

開会 午前 10時00分
閉会 午前 10時20分

2 出席者（5名）

教育長	小野藤 訓
教育長職務代理者	三島 雅司
委員	樋上 美由紀
委員	柳川 政憲
委員	泊野 仁美

3 出席説明員

教育次長	小栗 賢
学校教育課長	山近 宏
生涯学習課長	松岡 弘倫
江田島学校給食共同調理場長	樋口 佐和子
大柿自然環境体験学習交流館長	西原 直久

4 事務局

学校教育課
総務係長 濱岡 晶子

5 傍聴人

なし

6 議事日程

- (1) 教育長報告
- (2) 会議録署名委員の指名
- (3) 議案第18号 江田島市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則案について
- (4) 承認第27号 令和元年度江田島市一般会計補正予算（第4号）（教育委員会関係分）について

(5) 承認第 28 号 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免について

(6) その他

7 議事の概要

○ 教育長

ただ今から、第 13 回江田島市教育委員会会議定例会を開会します。

ただ今の出席者は 5 名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

○ 教育長

それでは、審議に入る前に、9 ページの承認第 28 号については、人事に関する案件です。審議は非公開が適当ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

(全員異議なし)

○ 教育長

それでは、お諮りいたします。

承認第 28 号「教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免について」は、公開しないことに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

○ 教育長

挙手全員と認めます。

従いまして、承認第 28 号「教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免について」は、公開しないで審議することに決定いたしました。

○ 教育長

日程第 1、「教育長報告」を行います。

それでは、議案書、2 ページをお開きください。

「教育長報告」を行います。

(省略)

以上で、教育長報告を終わります。

○ 教育長

日程第 2、「会議録署名委員の指名」は、会議規則第 15 条第 2 項の規定により、あらかじめ署名委員の順番を決めていますので、今回は、泊野委員をお願い致します。

○ 教育長

日程第3, 議案第18号「江田島市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則案について」を議題とします。

事務局から, 説明をお願いします。

○ 教育次長

ただ今, 上程されました議案第18号「江田島市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則案について」でございます。

議案書, 3ページをお開きください。

提案理由でございます。

学校教育法施行規則の一部改正に伴いまして, 現行規則の一部を改正する必要がございますので, 江田島市教育長に対する事務委任規則, 第2条第2号の規定によりまして, 委員会の議決を求めるものでございます。

内容は, 令和2年度から, 小学校の5年生・6年生の教育課程に外国語を加える, いわゆる教科化になることで, 「教育課程に関する届出書」の様式の一部変更が必要となりましたので, 今回, 上程させて頂いたものです。

4ページに改正条文を, 5ページに新しい様式, 6ページに旧様式を参考として添付しております。

参考資料, 5ページの新様式をお願いします。

様式第15号の表にある「教科区分」の中の「体育」の下段に「外国語」を一行追加し, その下にある「外国語活動」の第5学年と第6学年のマスに斜線を加える, というものでございます。

4ページをお願いします。

附則として, 「この規則は, 令和2年4月1日から施行する。」としております。

以上で, 説明を終わります。ご審議のほど, よろしくお願いいたします。

○ 教育長

説明が終わりました。ご質疑はございませんか。

(全員質疑なし)

○ 教育長

それではこれで, 本件の審議を終わります。

採決に移ります。議案第18号「江田島市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則案について」は, 原案のとおり決定することに, ご異議ございませんか。

(全員異議なし)

- 教育長
全員異議なしと認めます。
よって本案は、原案のとおり可決されました。

- 教育長
日程第4，承認第27号「令和元年度江田島市一般会計補正予算（第4号）（教育委員会関係分）について」を議題とします。
事務局から，説明をお願いします。

- 教育次長
ただ今，上程されました承認第27号「令和元年度江田島市一般会計補正予算（第4号）（教育委員会関係分）について」でございます。
議案書の，7ページをお開きください。
提案理由でございます。
令和元年度江田島市一般会計補正予算（第4号）（教育委員会関係分）を，江田島市教育長に対する事務委任規則第5条第1項の規定に基づきまして，臨時に代理しましたので，同条第2項の規定により，委員会へ報告し，承認を求めるものでございます。
8ページをお願いします。
今回は，令和2年度で予算措置を予定している事業についての債務負担行為の限度額についての補正でございます。
これは，それぞれの事業を，来年度，直ぐに開始できるようにするため，今年度中に，契約の締結を行うために補正するものでございます。その事業が，小学校教師用教科書及び指導書等購入費で918万円，スクールバス運転業務委託費で，3,330万円，及び，給食運搬・運行管理業務委託費で1,354万6千円を計上したものです。
これを，令和元年第4回江田島市議会定例会に上程し，12月11日に議決されました。
以上で，説明を終わります。ご審議のほど，よろしく願いいたします。

- 教育長
説明が終わりました。ご質疑はございませんか。

- 三島委員
スクールバスについて，複数年の契約はできないのですか。それで少しでも安くできるならば，と思うのですが。

- 教育次長
現在は，随意契約で江田島バスをお願いしています。市内の業者であり，価格も安く，この数年値上げ変更なしで委託しております。以前，入札したこともありますが，当時

は他の業者が辞退しましたので、それ以後は随意契約で単年契約をしております。

プロポーザル方式だと複数年契約も可能ですので、今後は検討していきたいと思いません。

○ 柳川委員

スクールバスは地方債を使うのですか。

○ 教育次長

はい。財政課が過疎債や合併特例債など、有利な地方債をここに充てています。

○ 教育長

他にありませんか。それではこれで、本件の審議を終わります。

採決に移ります。承認第 27 号「令和元年度江田島市一般会計補正予算（第 4 号）（教育委員会関係分）について」は原案のとおり承認することに、ご異議はありませんか。

（全員異議なし）

○ 教育長

全員異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり承認されました。

○ 教育長

日程第 5，承認第 28 号「教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免について」を議題とします。

（非公開）

○ 教育長

以上で、本日の会議に付された審議事項は、すべて終了いたしました。

次の教育委員会会議は令和 2 年 1 月 20 日（月）午前 9 時 30 分から江田島市立鹿川小学校 1 階会議室で開催します。以上で閉会します。

江田島市教育委員会会議規則の規定により、ここに署名する。

江田島市教育長

署 名 委 員